

地域包括支援センターからのご案内

地域包括支援センターってどんなところ

地域包括支援センターでは、高齢者のみなさまが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等の専門職が連携をとりながら、総合的な相談に応じ、必要なサポートを行っています。

介護の相談だけでなく、医療・保健・福祉等さまざまな分野から総合的に高齢者とその家族の生活を支えていく、あなたの身近な相談窓口です。高齢者ご本人はもちろんのこと、家族や地域住民の悩みや心配ごとの相談もお伺いしています。

役割1 なんでも相談(総合相談)

高齢者のみなさんやご家族、近隣に暮らす人の介護に関する悩みや心配ごとの相談をお受けします。相談の内容に応じて、各種関係機関と連携をとり、適切なサービスが利用できるよう支援します。

～退院支援相談窓口を設置しました～

また在宅医療・介護連携等に関する相談も行っています。入院から在宅へ戻られる際に医療と介護の両方を必要とする状態であっても、住み慣れたご自宅で安心して生活続けることができるよう、与謝医師会等の協力を受けながら、在宅生活を支える医療関係者や介護関係者の連携をサポートします。

役割2 介護予防の相談、介護予防サービスの利用の調整(介護予防ケアマネジメント)

健康についての相談や介護予防への取組を支援しています。介護が必要な状態(要介護)になることを可能な限り防ぎ、もし要介護状態になっても、状態が悪化しないよう支援します。

また、要支援の認定を受けた方や事業対象者(基本チェックリストの結果、生活機能の低下がみられた方)については、お一人、お一人の生活や心身の状況に応じた生活支援の計画を作成し、必要なサービスが利用できるよう調整を行います。

役割3 高齢者のみなさまの権利を守ります(権利擁護)。

虐待や認知症等でお困りの方の相談を受け、関係機関と連携しながら、高齢者虐待への対応を行ったり、成年後見制度等の活用に向けた支援を行います。

■お問合せ先

南部地域：宮津市地域包括支援センター 宮津市字浜町 3012 番地ミップル 4 階

電話 0772-45-1620

北部地域：宮津北部地域包括支援センター 宮津市字江尻 267 番地 3

電話 0772-27-0233

